

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十二月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十一号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

- 第一章 法務省関係(第一条―第十七条)
 - 第二章 内閣官房関係(第十八条―第二十条)
 - 第三章 内閣府関係
 - 第一節 本府関係(第二十一条―第二十三条)
 - 第二節 金融庁関係(第二十四条―第四十七条)
 - 第四章 総務省関係(第四十八条―第五十一条)
 - 第五章 財務省関係(第五十二条―第六十四条)
 - 第六章 文部科学省関係(第六十五条―第六十八条)
 - 第七章 厚生労働省関係(第六十九条―第七十九条)
 - 第八章 農林水産省関係(第八十条―第九十二条)
 - 第九章 経済産業省関係(第九十三条―第一百零四条)
 - 第十章 国土交通省関係(第一百零五条―第一百二十四条)
 - 第十一章 罰則に関する経過措置及び政令への委任(第一百二十四条・第一百二十五条)
- 附則
- 第一章 法務省関係

第一条 (外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律の一部改正)

外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第十九条の二」の下に、「第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「並びに第三百二十二条」を、「第三百二十二条から第三百三十七号」まで並びに「第三百三十九号」に改める。

第二条 (担保付社債信託法の一部改正)

担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第三十一条中「並びに第七百三十一条第三項」を、「第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項」に、「これらの規定」を「同法第七百七十七条第二項」に、「担保付社債信託法第二条第一項に規定する」を「担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約(以下単に「信託契約」という)の受託会社」と、同法第七百三十八条第一項及び第四項並びに第七百二十九条第一項本文中「社債管理者又は社債管理補助者」とあるのは「又は信託契約の受託会社」と、同法第七百二十条第一項及び第七百二十九条第一項ただし書中「社債管理者又は社債管理補助者」とあり、並びに同法第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二

3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第四十二条第五号中「第三十一条の八第四項」を「第三十一条の十第四項」に改める。

第七十三条中「第三十一条の七」を「第三十一条の九」に改め、「第三百六十一条第一項」の下に「第三号から第五号までを除く。」を、「第十一項まで」の下に、「第八百四十九条の二各号」を加え、「第三十一条の七第二項」を「第三十一条の九第二項」に改め、「までの間」との下に、「同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項(第三号から第五号までを除く。)」と」を、「第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と」の下に、「同法第八百四十九条の二中「次の各号に掲げる株式会社区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「各監事」と」を加える。

第八十一条から第八十三条までを次のように改める。

第八十一条から第八十三条まで 削除。

第九十条第四項中「及び第四項」を削る。

第九十二条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第三百三十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改め、「同法第四十八号第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第八十一条第二項各号」と」を削り、「清算人」との下に、「同法第四百六十六条の二中「商業登記法」とあるのは「消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十二条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第四百四十五条」と」を加える。

第九十二条の二第二項中「第三十一条の八第一項」を「第三十一条の十第一項」に改める。

第九十二条の二第二項中「第三十一条の七第九項」を「第三十一条の九第九項」に改め、同項第六号中「第三十一条の七第十一項」を「第三十一条の九第十一項」に改め、同項第十四号中「第三十一条の七第一項」を「第三十一条の九第一項」に改め、同項第十七号中「含む。」の下に「又は第三十一条の六第四項」を加え、同項第十八号中「第三十一条の八第三項又は第三十一条の九第二項」を「第三十一条の十第三項又は第三十一条の十一第二項」に改め、同項第十九号及び第二十号中「第三十一条の八第三項」を「第三十一条の十第三項」に改め、同項第二十一号中「第三十一条の九第一項」を「第三十一条の十一第一項」に改める。

(消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 前条の規定による改正後の消費生活協同組合法(以下この条において「新消費生活協同組合法」という。)第三十一条の六(新消費生活協同組合法第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新消費生活協同組合法第三十一条の六第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

2 この法律の施行前に消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員又は会計監査人がその職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員又は会計監査人を被保険者とするものについては、新消費生活協同組合法第三十一条の七(新消費生活協同組合法第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

3 前条の規定による消費生活協同組合法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(医療法の一部改正)

第七十一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八款 役員等の損害賠償責任(第四十七条―第四十九条の三)」を「第九款 役員等の損害賠償責任(第四十七条―第四十九條の四)」に改める。

第四十六条の三の六中「第五十七條」を「第四十七條の二(各号列記以外の部分に限る。)、第四十七條の三第一項(各号列記以外の部分に限る。)、第四十七條の四第三項、第四十七條の五、第四十七條の六及び第五十七條」を、「同条第一項」を「同法第四十七條の二中「次に掲げる資料(第四十七條の四第三項において「社員総会参考書類等」という。))とあるのは「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十一条の二第一項の事業報告書等」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四十七條の三第一項中「次に掲げる」とあり、及び同法第四十七條の五第一項中「第四十七條の三第一項各号に掲げる」とあるのは「医療法第五十一条の二第一項の事業報告書等に記載され、又は記録された事項並びに当該事項を修正したときは、その旨及び修正前」と、同法第四十七條の六中「同項第六号」とあるのは「医療法第四十六條の三の六において読み替えて準用する同項」と、同法第五十七條第一項」を「とあるのは、」とあるのは「」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第四十九條の二中「第二百八十条第二項」の下に「及び第二百八十条の二」を加える。

第六章第三節に次の一款を加える。

第九款 補償契約及び役員のために締結される保険契約

第四十九條の四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三章第九款の規定は、社団法人の医療法人及び財団法人たる医療法人について準用する。この場合において、これらの規定(同法第百十八條の三第一項及び第三項を除く。中「役員等」とあるのは「役員」と、同条第一項中「役員等」とあるのは「役員」と、役員等を」とあるのは「役員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同項及び同条第三項中「役員等賠償責任保険契約」とあるのは「役員賠償責任保険契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十一条の三中「者に限る」の下に「次項において同じ」を、「前条第三項」の下に「の承認をした社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会の最終後遅滞なく、同項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が厚生労働省令で定める方法である医療法人は、同項に規定する事業報告書等の要旨を公告することとする。

第五十四條の三第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 社会医療法人債管理者を定めないこととするときは、その旨

第五十四條の三第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 社会医療法人債管理補助者を定めるときは、その旨

第五十四條の四第一号中「第九号」を「第九号の二」に改める。

第五十四條の五の次に次の一条を加える。

第五十四條の五の二 社会医療法人は、前条ただし書に規定する場合には、社会医療法人債管理補助者を定め、社会医療法人債権者のために、社会医療法人債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社会医療法人債が担保付社会医療法人債である場合は、この限りでない。

第五十四條の七中「第七百十四條まで」の下に「第七百十四條の三から第七百十四條の七まで」を、「社会医療法人債管理者」の下に、「社会医療法人債管理補助者」を加える。

第七十條の十四中「第五十一条の三」とあるのは「」に、「同条中「前条第三項」を「同項中「社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会の最終後遅滞なく、同項」に、「前条第三項」を「社員総会の最終後遅滞なく、同項」に改める。

第七十條の十四中「第五十一条の三」とあるのは「」に、「同条中「前条第三項」を「同項中「社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会の最終後遅滞なく、同項」に、「前条第三項」を「社員総会の最終後遅滞なく、同項」に改める。

第七十条の二十一第六項中「及び従たる事務所」を削る。

第九十一条中「社会医療法人債管理者をいう。」の下に、「社会医療法人債管理補助者、事務を承継する社会医療法人債管理補助者（第五十四条の七において準用する会社法第七百四十四条の七において準用する同法第七百四十一条第一項又は第七百四十四条第一項若しくは第三項の規定により社会医療法人債管理補助者の事務を承継する社会医療法人債管理補助者をいう。）を加え、同条第四号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同条第十号中「第七百四十一条第一項」の下に「（第五十四条の七において準用する同法第七百四十四条の七において準用する場合を含む。）」を、「社会医療法人債管理者」の下に「若しくは社会医療法人債管理補助者」を加える。

第九十三条中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十七条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置（電磁的方法により社員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。）をとならなかつたとき。

（医療法の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条 前条の規定による改正後の医療法（以下この条において「新医療法」という。）第四十九条の四において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2 この法律の施行前に医療法人と保険者との間で締結された保険契約のうち医療法人の役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするものについては、新医療法第四十九条の四において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の三の規定は、適用しない。

3 新医療法第五十一条の三の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る医療法人の会計について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る医療法人の会計については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に前条の規定による改正前の医療法第五十四条の三第一項に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集社会医療法人債（同項に規定する募集社会医療法人債をいう。）の発行の手続については、新医療法第五十四条の三第一項第八号の二及び第九号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に存する社会医療法人債（医療法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債をいう。以下この項及び第七項において同じ。）であつて、社会医療法人債管理者を定めていないもの（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により社会医療法人債管理者を定めないうで発行された社会医療法人債を含む。）には、新医療法第五十四条の三第一項第八号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

6 この法律の施行の際現に存する社会医療法人債券（医療法第五十四条の三第一項第七号に規定する社会医療法人債券をいう。）の記載事項については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前に社会医療法人債を発行する社会医療法人（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人をいう。）、社会医療法人債管理者又は社会医療法人債権者（同法第五十四条の三第一項第八号に規定する社会医療法人債権者をいう。）が社会医療法人債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新医療法第五十四条の七において準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

（社会福祉法の一部改正）

第七十三条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「役員等の損害賠償責任」を「役員等の損害賠償責任等」に、「第四十五条の二十二」を「第四十五条の二十二の二」に改める。

第四十五条の九第七項第二号及び第四十五条の十三第四項第六号中「第四十五条の二十四項」を「第四十五条の二十二の二」に改める。

第六章第三節第七款の款名を次のように改める。

第七款 役員等の損害賠償責任等

第四十五条の二十四項を削る。

第六章第三節第七款中第四十五条の二十二の次に次の一条を加える。

（準用規定）

第四十五条の二十二の二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十二条から第百六十六条までの規定は第四十五条の二十第一項の責任について、同法第百十八条の二及び第百十八条の三の規定は社会福祉法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百二十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第百十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百四十二条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除とあるのは「限る。」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第百四十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十八条の二第一項中「社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）」とあるのは「理事会」と、同法第百十八条の三第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）」とあるのは「理事会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（社会福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第七十四条 前条の規定による改正後の社会福祉法（次項において「新社会福祉法」という。）第四十五条の二十二の二において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2 この法律の施行前に社会福祉法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（社会福祉法第四十五条の二十第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の三の規定は、適用しない。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第七十五条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第五項中「第三十四条の二第二項」を「第三十四条の四第二項」に改め、同条を第三十四条の四とする。

第三十四条の次に次の二条を加える。

(補償契約)

第三十四条の二 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

- 一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
- 二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
 - イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失
 - ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づき金銭を支払うことにより生ずる損失

二 組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

三 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

四 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

五 第三十三条の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

六 民法第八百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第三十四条の三 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

二 第三十三条の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

三 民法第八百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第三十九条中「第十一項まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「部分を除く。」の規定を「の」の下に、「それぞれ」を加える。

第五十二条中「第十一項まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「(除く。）」の規定を「の」の下に、「それぞれ」を加える。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十六条 前条の規定による改正後の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(次項において「新衛生法」という。)第三十四条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

二 この法律の施行前に生活衛生同業組合と保険者との間で締結された保険契約のうち生活衛生同業組合の役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするものについては、新衛生法第三十四条の三の規定は、適用しない。

(社会保険労務士法の一部改正)

第七十七条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二十九第四項中「新所在地」の下に「(従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所)を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「(従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地)を加える。

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十八条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(医療法及び医師法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十九条 医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第五条第一項及び第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第八章 農林水産省関係

(農村負債整理組合法の一部改正)

第八十条 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第十七条(第三項ヲ除ク)を「第十七条」に改め、「第二十條(第三項ヲ除ク)を削り、「第十五号及第十六号」を「第十四号及第十五号」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第八十一条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第八項中「同条第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加え、「及び第五項中」を「第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第三十五条の四第一項中「及び第四項」を「第三号から第五号までを除く。」及び第四項」に改める。

第三十五条の六第九項第一号イ中「次条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

第三十五条の六の次に次の二条を加える。

第三十五条の七 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会。第四項において同じ。)の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

(内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置)

第百一十七条 前条の規定による改正後の内航海運組合法(次項において「新内航海運組合法」という。)

第百一十八条 内航海運組合法第五十八条において準用する場合を含む。において準用する新会社法

第四百三十条の二(第五項を除く。の)の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一

項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

2 この法律の施行前に内航海運組合又は内航海運組合連合会と保険者との間で締結された保険契約

のうち理事又は監事がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受け

ることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事又は監

事を被保険者とするものについては、新内航海運組合法第四十一条(内航海運組合法第五十八条に

おいて準用する場合を含む。において準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第百一十八条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八

号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二十条第二号において「募集新株予約権」を「同号において「募集新株予約

権」に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十五条中「株式交換」の下に「又は株式交付」を加える。

第二十条第二号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正)

第百一十九条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

第五条第四項中「募集新株予約権(第二十七条第一号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株

式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十五条第一項並びに第二十七条第一号及び第五号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」

を加える。

(東京地下鉄株式会社法の一部改正)

第百二十条 東京地下鉄株式会社法(平成十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「募集新株予約権(第十六条第一号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株式

交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十六条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(成田国際空港株式会社法の一部改正)

第百二十一条 成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正す

る。

第九条第一項中「募集新株予約権(第二十二号第二号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株

式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第二十二号第二号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(高速道路株式会社法の一部改正)

(平成十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「募集新株予約権(第二十二号第一号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株

式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十一条第一項並びに第二十二号第一号及び第六号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」

を加える。

(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律及び株式会社海

外交通・都市開発事業支援機構法の一部改正)

第百二十三号 次に掲げる法律の規定中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三

年法律第五十四号) 第二十三号第一項及び第三項並びに第四十一条第一項第三号及び第二項第四

号

二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法(平成二十六年法律第二十四号) 第五条第一項、

第三十五条及び第四十五条第一号

第十一章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

第百二十四条 この法律(附則各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め

る。

附則

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九号の改正規定(第六十八号第二項)を「第

八十六号第一項」に改める部分に限る。、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備

等の促進に関する法律第五十六号第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第

一条の二十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第

一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規

定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等に

よる信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第二百二十四条及

び第二百二十五条の規定、公布の日

二 第一条中外国人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(次号に掲げる

部分を除く。)、第六条の規定(同条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び同法第

九十一条第二項の改正規定(前条)を「第九十条」に改める部分に限る。並びに同号に掲げる改正

規定を除く。)、第七条の規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十

七条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十六条第五項の規定、第十七条中信託法第二百四十

七条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十八条中職員の付与に関する法律第五十八号の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十九号の二の下に「第十九号の三、第二十一条」を加え、第十五号及び第十六号を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「同法第二十七号中「本店」とある部分を除く。」を削る部分及び「事務所」との下に「同法第十二号の二第五項中「営業所(会社にあつては、本店)とあり、並びに同法第十七号第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」とを、「選任された者」との下に「同法第四十六号の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第五十五条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四十五号」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第四十五号」とを加える部分に限る。及び同法第六十号第六号中「隠蔽した」を「隠蔽した」に改める改正規定、第十九号の規定、第二十五号中金融商品取引法第九十条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、及び同法第二十一条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第二十八号の規定、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第七十七号の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第三十四条中信用金庫法第八十五条の改正規定(第二十七号まで(第二十四号第十六号を除く。))を「第十九号の三

第百七十七条において準用する商業登記法(一)と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分を除く。及び同法第二百四十九条第九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定(第四十八号の八)を「第四十八号の十三」に改める部分に限る。同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四十七条から第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第九十一条第一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定並びに同法第九十条の規定(同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六十四条第二項及び第二十二号、第三十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百一十二条第二項及び第四号を除く。)、第三百一十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百一十二条第二項及び第四号の五第二項を除く。中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。中)に改め、とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」との次に「これらの規定中」を加え、「これらの規定(同法第二百九十八条第一項(各号を除く。))及び第四項、第三百一十一条第四項、第三百一十二条第五項、第三百一十四条並びに第三百一十八条第四項を除く。中「株主」とあるのは「総代」とを削り、「各号を除く。))及び第四項中」を「第三号及び第四号を除く。中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三十条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、第三百一十一条第四項及び第三百一十二条第五項を「第三百一十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百一十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(、第四十八号)を「第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「を」を「登記」に、「第四百四十八号」を「第三百三十七号」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに「第百三十九号から第百四十八号まで」に改める部分及び「第四百四十八号から第五十三号までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四百七十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第百四十六条の二中「商業登記法(一)」とあるのは「保険業法(平成七年法律第百五号)第六十七條において準用する商業登記法第百四十五条」とあるのは「保険業法(平成七年法律第百五号)第六十七條において準用する商業登記法第百四十五条」と、同法第百四十八号中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(並びに)を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。、同法第百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第百七十一条及び第百八十三条第二項の改正規定、同法第百六十九条の改正規定(、第二十条第一項及び第二項(印鑑の提出)を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に、「同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。))並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える

改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二條第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第百八十三条第一項の改正規定(「第二十七号」を「第二十九号の三」に、「印鑑の提出」を削る部分を除く。)、第二十一条から第二十七号まで(に改める部分、同法第二十四条第七号中「書面若しくは」を削る部分及び「準用する会社法第五百七項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五百七項第三項」との次に、「同法第百四十六号の二中「商業登記法(一)」とあるのは「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第百八十三條第二項において準用する商業登記法(一)」と、商業登記法第百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百八十三條第一項において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分を除く。))及び同法第三百一十六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八号の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定(「第三項を除く。))を削る部分に限る。)、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二條の改正規定(、同法第九百三十七條第一項中「第九百三十三條第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」とを削る部分に限る。)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七條及び第六十七條から第六十九條までの改正規定、同法第七十八條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。))並びに同法第八十三條の改正規定、第五十八條及び第六十一条の規定、第六十七條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第六十九條中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三條まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十一条中医療法第四十六條の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定(同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。)、第七十七條の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四條第一項の改正規定(「第十七條(第三項ヲ除ク)」を「第十七條」に改める部分に限る。)、第八十一条中農業協同組合法第三十六條第七項の改正規定、同法第四十三條の六の次に一号を加える改正規定、同法第四十三條の七第三項の改正規定及び同法第一百一條第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三條中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七條の五の次に一号を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第百三十三條第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七條中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一号を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第百條第二項の改正規定並びに同法第二百二十二條第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第九十二条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二條第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六條の三の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三條から第九十五条まで、第九十六條第四項及び第九十七條第一項の改正規定並びに同法第百三十三條から第百三十七條まで並びに第百三十九條に、「並びに第百三十二条」を、「第百三十二条から第百三十七條まで」とあるのは「第五十一条」の部分及び、「同法第四十八條」を、「第百三十二条から第百三十七條まで」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三條第二項各号」とを削る部分に限る。)、第九十六條の規定(同条中商品先物取引法第十八條第二項の改正規定、同法第二十九條の改正規定(前号に掲げる部分に限る。))並びに同法第五十八條、第七十七條第二項及び第百四十四條の十一第二項の改正規定を除く。、第九十八條中輸出入取引法第十九條第一項の改正規定(「第八項」の下に、「第三十八條の六」を加える部

分を除く。)、第百条の規定(同条中中小企業団体の組織に関する法律第百十三条第一項第十三号の改正規定を除く。)、第百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第百五十九条第三項から第五項まで及び第百六十条第一項の改正規定並びに同法第百六十八条の改正規定(、第四十八条)を、「第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を、「第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項」を削る部分に限る。)、第百七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。並びに第百十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)) 会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

内閣総理大臣	安倍	晋三
総務大臣	高市	早苗
法務大臣臨時代理		
国務大臣	武田	良太
財務大臣	麻生	太郎
文部科学大臣臨時代理		
国務大臣	竹本	直一
厚生労働大臣	加藤	勝信
農林水産大臣	江藤	拓
経済産業大臣	梶山	弘志
国土交通大臣	赤羽	一嘉